

ご寄付をお考えの皆様へ

新島学園短期大学
総務財務課

寄付金に対する税制上の優遇措置について

本学に対するご寄付は税制上の優遇措置を受けることができます。個人の方、法人の方についての概要を以下の通りお知らせいたします。ご参考になれば幸いです。

個人の方

本学に対するご寄付は、所得税の税制上の優遇措置(寄付金控除)を受けることができます。

「税額控除制度」と「所得控除制度」のうち、寄付者の選択により、どちらか一方の制度を活用することができます。

○税額控除

寄付金額を基礎に算出した控除額を、個人の所得税の税率に関係なく、個人の税額から直接控除するため、小口の寄付にも減税効果が大きい制度です。

$$(\text{年間の寄付金合計額}^{\ast 1} - 2,000 \text{円}) \times 40\% = \text{控除額}^{\ast 2}$$

※1：年間の総所得金額等の40%を限度とする。

※2：控除対象額は、所得税額の25%を限度とする。

○所得控除

所得控除額のひとつとして計算の為、所得税率の高い、高所得者の方に減税効果が大きい控除です。

$$(\text{年間の寄付金合計額}^{\ast 3} - 2,000 \text{円}) = \text{控除額}$$

※3：年間の総所得金額等の40%を限度とする。

いずれの場合も、ご寄付いただいた翌年に所管税務署で、本法人が発行する「寄付金領収書」及び「特定公益増進法人の証明書」を添付の上、確定申告を行ってください。なお、確定申告については所轄税務署へお問い合わせください。

法人の方

法人様からのご寄付につきましては、寄付金額を該当事業年度の損金に算入することができます。損金算入にあたっては次の2つの制度があります。

- ① 「受配者指定寄付金」(全額が損金に算入される寄付金)
- ② 「特定公益増進法人に対する寄付金」(特定寄付金)

私立学校は、公益法人の中でも特定公益増進法人のひとつとされており、私立学校に対する寄付者については、通常よりも広く優遇措置が認められています。